

第4節 許可要件等の確認資料

1 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の確認資料

常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者について、次の(1)現在の常勤性及び地位、(2)過去の経営経験等を必要年数分証する確認資料が必要です。

※「原本」と注記のあるもの以外は写しで可。

※登記事項証明書(履歴事項全部証明書)は、申請(届出)前3か月以内のものを原本で提出。

※健康保険被保険者証は、保険者番号及び被保険者記号・番号部分にマスキングを施した状態で提出してください。

適正な経営体制の要件及び確認事項

根拠規則区分	(1) 現在の要件	(2) 常勤役員等、直接に補佐する者に必要とされる過去の経験及び必要年数	
イ(1)	常勤の役員等であること	経營業務の管理責任者(経営)として、建設業に関する経營業務を管理した経験	5年
イ(2)	常勤の役員等であること	経営に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者=執行役員等)として、建設業に関する経營業務を管理した経験	5年
イ(3)	常勤の役員等であること	経営に準ずる地位にある者として、建設業務に関し経営を補助する業務に従事した経験	6年
ロ(1)	常勤の役員等であること	I 常勤役員等 ・建設業に関する役員等としての経験・・・・・・・・ ・役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当に限る)として、建設業に関する業務経験	2年 上記含む 5年
	上記常勤役員等の直接の補佐者であること 常勤であること ※1人で兼務可。 専任技術者と兼無可。	II 常勤役員等を直接に補佐する者 A 申請会社における建設業の財務管理の業務経験 B 申請会社における建設業の労務管理の業務経験 C 申請会社における建設業の業務運営の業務経験 ※1人で兼務可。期間の重複可。	各 5年
ロ(2)	常勤の役員等であること	I 常勤役員等 ・建設業に関する役員等としての経験・・・・・・・・ ・(建設業に限らず)役員等としての業務経験	2年 上記含む 5年
	上記常勤役員等の直接の補佐者であること 常勤であること ※1人で兼務可。 専任技術者と兼務可。	II 常勤役員等を直接に補佐する者 A 申請会社における建設業の財務管理の業務経験 B 申請会社における建設業の労務管理の業務経験 C 申請会社における建設業の業務運営の業務経験 ※1人で兼務可。期間の重複可。	各 5年

要件を満たす常勤役員一名で
適正な経営体制と認められる
パターン【イ該当】

経營業務の管理
責任者

準ずる地位：
執行役員等経験

準ずる地位：
補佐経験

常勤役員等
+
直接補佐者

常勤役員等
+
直接補佐者

要件を満たす「常勤役員一名と直接補佐者」のセットで
適正な経営体制と認められるパターン【ロ該当】

(1) 現在常勤であること及び現在の地位の確認資料

ア 現在の常勤性の確認資料 <【イ(1)】～【ロ(2)】 共通>

<p>●代表取締役等(注1)・個人事業主について</p> <p>・省略可</p> <p>ただし、他社で非常勤の形で勤務をしている場合※、その会社の非常勤証明書、または申請会社の現在の常勤確認資料(下記a～hのいずれか)を必ず添付してください。</p> <p>※ 他社で代表取締役(一人取締役を含む。)、持分会社の代表社員、組合の代表理事、清算人、個人事業主である場合は、常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者になれません。ただし、申請会社以外の他社にそれらの者が複数いることが登記事項証明書(履歴事項全部証明書)により確認でき、その会社の非常勤証明又は申請会社の現在の常勤確認資料(下記a～hのいずれか)により申請会社での常勤性が確認できる場合を除きます。</p>
<p>●その他の者について(代表取締役以外の役員等、常勤役員等を直接に補佐する者(【ロ】該当))</p> <p>次のa～hのいずれかを提出してください。</p> <p>a 健康保険被保険者証(本人(被保険者))の写し(注2)(事業所名が記載されているもの。)※「被扶養者」不可</p> <p>b 年金事務所で手続きをした「健康保険被保険者資格証明書交付申請書及び健康保険被保険者資格証明書」の写し(事業所名が記載されているもの。)</p> <p>c 建設業国民健康保険加入証明書の原本(3か月以内に発行されたもの。事業所名が記載されているもの。)</p> <p>d 直近の「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」又は「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し(注3)</p> <p>e 直近の「住民税特別徴収税額通知書」(特別徴収義務者用(注4)(注5))、通知前の場合は「特別徴収切替申請書」(受付された控え)の写し</p> <p>f 直前決算の法人税確定申告書表紙(受付された控え(注6))と勘定科目内訳明細書の役員報酬等内訳書の写し(常勤の役員で報酬年額が130万円以上であることが確認できる場合に限る。)……法人の場合</p> <p>g 直前決算の所得税確定申告書B第一表(受付された控え(注5)(注6))と第二表、青色申告の場合は加えて青色申告決算書の写し(事業専従に関する事項・専従者給与の内訳欄で給与年額が130万円以上であることが確認できる場合に限る。)……個人の場合</p> <p>h 直前決算の所得税確定申告書B第一表(受付された控え(注5)(注6))と青色申告決算書又は収支内訳書の写し(給与賃金の内訳欄で給与年額が130万円以上であることが確認できる場合に限る。)……個人の場合</p>

(注1)：代表取締役を置かない会社の取締役、持分会社の代表社員、法人格がある組合の代表理事を含む。

(注2)：健康保険被保険者証は、保険者番号及び被保険者記号・番号部分にマスキングを施した状態で提出してください。

(注3)：電子申告の場合は日本年金機構からの送付文書(鑑文書)と併せて紙に出力し添付してください。

(注4)：徴収額が0円の場合など常勤性が十分確認できないときは、別の資料を求めます。個別にご相談ください。

(注5)：個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、個人番号部分を完全に隠した状態で提出してください。

(注6)：電子申告の場合は税務署から送信された申告書の受信通知(メール詳細等)を紙に出力したものを添付してください。

・ 個人事業から法人成りして申請する場合、法人の最初の確定申告前に申請するときは、**個人事業の廃業届出書の写し**を提出してください。また、過去に個人事業を営んでいた者を、法人成りではない別の法人の常勤役員等として申請する場合は、上記資料の他に、その者が過去に営んでいた個人事業の廃業届出書の写しを提出してください。

・ 他社からの出向者の場合は、上記資料の他に、出向協定書、辞令など出向者名、出向期間、給与の支払等がわかる確認資料が別途必要です。個別にご相談ください。

・ 居住地からの通勤時間が標準的な通勤経路において概ね1時間30分を超える場合
⇒ 交通機関利用の場合は通勤定期券の写しを、車通勤の場合は通勤経路図(所要時間を明記して作成)及び高速料金領収証、ETCの利用明細書(写し)等を、確認資料に添付してください。

・ 常勤性の判断に住所・居所に関する確認が必要なときは、住民票等の資料を求めることがあります。

イ 現在の地位の確認資料

●常勤役員等の確認資料（【イ(1)】～【ロ(2)】共通）

・法人の場合

- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）
※ ただし、株式会社で証明する期間中の重任登記を怠っている場合は認められません。会社法に基づく10年以内の役員任期の伸長を行っている場合は、内容が確認できる定款又は株主総会議事録の写しも併せて提出してください。
- ・ 合名会社、合資会社の場合は定款の写し、法人格のある組合の役員の場合は、就任(再任)の確認できる理事会議事録の写し(更新の場合は、前回確認時から継続して役員であることが確認できる期間分)を登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の他に、提出してください。

・個人事業主の場合

- ・ 所得税確定申告書の写しや個人事業主の開業届の写し等（更新申請の場合は不要です。）
支配人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）

◎ 常勤役員等の要件は、過去の経験に対するものであり、申請時には常勤の役員(又は個人事業主(支配人)であることが必要です。

●常勤役員等を直接に補佐する者の確認資料（【ロ(1)】、【ロ(2)】該当の場合のみ）

- ・ 当該常勤役員等の直下で直接に補佐する地位にあることが確認できる、申請時現在の「組織図」「分掌規程」等
※ 直接に補佐する：組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行う体制にあること

(2) 過去の経営経験等を裏付ける確認資料（更新申請の場合は添付不要）

常勤役員等及び直接に補佐する者の過去の経営経験等を証明する場合は、

① **法人の場合は役員（取締役等）、個人の場合は事業主等、規則【イ(1)】～【ロ(2)】にそれぞれ規定された地位における経営等の経験の期間**と、

② **その地位にあって、建設業に係る経営業務等、要件に該当する業務を行っていた期間**の、**両方が重なる期間が必要年数分以上**になるよう、証明することが必要です。

ここで確認できた「両方が重なる期間」を、常勤役員等又は直接に補佐する者の「経験期間」として、「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書」（様式第七号）の（1）又は「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」（様式第七号の二）の第一面（1）及び第二面～第四面の「経験期間」に記載してください。（P48～49又はP50～53記載例参照）

①の証明方法は、規則【イ(1)】～【ロ(2)】の区分により異なります。一方で②の証明方法は全区分共通で、在籍していた法人等の建設工事の請負実績により確認します。

ア 【イ(1)】経営業務の管理責任者としての経験の確認資料

●証明者が法人の場合

※証明者…法人の場合、原則、在籍していた法人の代表者

① 役員期間の裏付（証明する期間分）

- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）
※株式会社の場合は、履歴事項全部証明書で証明する期間の始期が確認できない場合、閉鎖謄本または閉鎖事項全部証明書(原本)も必要となる場合があります。
※株式会社で、証明する期間中の2年毎の重任登記を怠っている場合は認められません。
(会社法に基づく10年以内の役員任期の伸長を行っている場合は、内容が確認できる定款又は株主総会議事録の写しを併せて提出してください。)
- ・ 合名会社、合資会社、法人格のある組合での役員経験で申請する場合、①役員期間の裏付として、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の他、合名会社、合資会社の場合は定款の写し、法人格のある組合の役員の場合は、就退任の確認できる理事会議事録の写しを提出してください。

② 建設業に係る経営業務を行っていた裏付（証明する期間分）

⇒「カ 建設業に係る経営業務等を行っていたことの確認資料<【イ(1)】～【ロ(2)】共通>」（P96参照）。

●証明者が個人の場合

① 事業主期間の裏付（証明する期間分）

所得税確定申告書の写し等

※ 支配人であった場合は期間の裏付として、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）

② 建設業に係る経營業務を行っていた裏付（証明する期間分）

⇒「カ 建設業に係る経營業務等を行っていたことの確認資料＜【イ(1)】～【ロ(2)】共通＞」（P96参照）。

イ 【イ(2)】準ずる地位にある者：執行役員等としての経験の確認資料

※ 取締役会設置会社での経験に限られます。

※ 確認資料に調整を要する可能性が高いことから事前に相談をお願いします。

① 執行役員等期間の裏付（証明する期間分：5年以上）

次の表の左列の確認を行うため、右列の確認資料を提出してください。原則は、全て必要ですが、兼ねられるものは兼ねても構いません。

確認事項	確認資料
1 執行役員等の地位が役員等に次ぐ職制上の地位にあること	<input type="checkbox"/> a. 組織図その他これに準ずる書類
2 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であること	<input type="checkbox"/> b. 取締役会の議事録その他準ずる書類(必須) <input type="checkbox"/> c. 執行役員等任期、委譲内容等が分かる執行役員等規程、執行役員等職務分掌規程等 <input type="checkbox"/> d. 定款、取締役会規則その他執行役員等の位置付け、権限等が分かるもの
3 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関するものであること	<input type="checkbox"/> e. 業務分掌規程その他これに準ずる書類
4 執行役員等として選任された期間	<input type="checkbox"/> f. 取締役会の議事録、人事発令書その他準ずる書類
5 取締役設置会社であること、直属の役員	<input type="checkbox"/> g. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）
6 証明する期間、法人に在籍していたこと	<input type="checkbox"/> h. 次のいずれかで在籍期間が明確に判断できるもの。 ・社会保険被保険者記録照会回答票写し ・健康保険被保険者証写し(申請会社に在籍している場合に限り資格取得日以降の期間を証明) ・源泉徴収票写し又は源泉徴収簿の写しなど。 ※いずれも、本人の氏名、事業所名が明記されているものに限る。

② 建設業に係る経營業務等を行っていた裏付（証明する期間分）

⇒「カ 建設業に係る経營業務等を行っていたことの確認資料＜【イ(1)】～【ロ(2)】共通＞」（P96）を参照してください。

ウ 【イ(3)】 準ずる地位にある者：経營業務管理責任者の補佐経験の確認資料

※ 確認資料に調整を要する可能性が高いことから事前に相談をお願いします。

① 補佐経験期間の裏付（証明する期間分：6年以上）

次の表の左列の確認を行うため、右列の確認資料を提出してください。原則は、全て必要ですが、兼ねられるものは兼ねても構いません。

確認事項	確認資料
1 【法人の場合】 経營業務の管理責任者に次ぐ職制上の地位にあること。 【個人の場合】 個人事業主を専従者等として補佐する地位にあったこと。 ※専従者と給与支払者の両方がある場合、原則専従者を準ずる地位と判断します。	【法人の場合】 <input type="checkbox"/> a. 組織図その他これに準ずる書類 ※ 準ずる地位にあった者の氏名、役職名及び直属の役員の氏名が確認できるもの。直属の者が役員であったことが必要です。 【個人の場合】 <input type="checkbox"/> a. 事業主の所得税確定申告書表紙及び専従者欄又は給与支払欄の写し（準ずる地位にあった者の氏名が確認できること）
2 業務の内容が経營業務の管理責任者の補佐に該当すること ※補佐経験：建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請け業者との契約の締結等経營業務全般について従事した経験	【以下、法人の場合】 <input type="checkbox"/> b. 業務内容と権限が確認できる業務分掌規程、文書決裁規定等 <input type="checkbox"/> c. 定款、執行役員等規定、取締役規則、取締役就業規則、文書決裁規定、取締役会議事録その他これらに準ずる書類
3 準ずる地位の権限を具体的に行使した期間	<input type="checkbox"/> d. 過去の稟議書その他準ずる書類 ※準ずる地位にあった者の氏名、権限が確認できることが必要。 ※準ずる地位にあった者の具体的な業務執行（権限行使）の内容が分かる書類。 例) 工事請負契約の締結等建設業の経營業務に関する決裁書、社内稟議書、予算実行伺い等の書類等（準ずる地位にあった者が分掌された権限に基づき、最終決裁者となっているもの） （証明する期間分を各年1件以上添付。必要年数の考え方は、 カ(イ) b を参照）
4 直属の役員	<input type="checkbox"/> e. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）
5 証明する期間、法人に在籍していたこと	<input type="checkbox"/> f. 次のいずれかで在籍期間が明確に判断できるもの。 ・社会保険被保険者記録照会回答票写し ・健康保険被保険者証写し（申請会社に在籍している場合に限り資格取得日以降の期間を証明） ・源泉徴収票写し又は源泉徴収簿の写しなど。 ※いずれも、本人の氏名、事業所名が明記されているものに限定。

② 建設業に係る経營業務等を行っていた裏付（証明する期間分）

⇒「カ 建設業に係る経營業務等を行っていたことの確認資料＜【イ(1)】～【ロ(2)】共通＞」（P96）を参照してください。

※ 個人の場合も、地位の確認のための確定申告書の業種種目欄が建設業と確認できない場合は、別途「カ」に基づいて必要に応じ工事の資料を提出してください。

エ 【ロ(1)】建設業に関する役員等+直接に補佐する者の経験の確認資料

※ 確認資料に調整を要する可能性が高いことから事前に相談をお願いします。

「常勤役員等」と「直接に補佐する者」のそれぞれ、次の表の左列の確認を行うため、右列のとおり、確認資料を提出してください。原則は、全て必要ですが、兼ねられるものは兼ねても構いません。

I 常勤役員等

① 経験期間の裏付（証明する期間分：建設業役員2年を含む建設業役員又は次ぐ地位（財務、労務、業務運営）⇒通算5年以上）

	確認事項	確認資料
建設業役員2年	1 建設業に関する役員等としての地位にあったこと	<ul style="list-style-type: none"> 法人役員、個人事業主の場合 ⇒(2)ア【イ(1)】経營業務の管理責任者としての経験の確認資料を提出 権限の委譲を受けた執行役員等の場合 ⇒(2)イ【イ(2)】準ずる地位にある者：執行役員等としての経験の確認資料を提出
	2 建設業に関する経營業務を行っていたこと	
上記以外通算5年	3 役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る）としての、建設業に関する業務経験	<ul style="list-style-type: none"> 権限の委譲を受けた執行役員等の場合 ⇒(2)イ【イ(2)】準ずる地位にある者：執行役員等としての経験の確認資料を提出 「次ぐ職制上の地位にある者」の場合 ⇒(2)ウ【イ(3)】準ずる地位にある者：経營業務管理責任者の補佐経験の確認資料を提出

② 建設業に係る経營業務等を行っていた裏付（証明する期間分）

⇒「カ 建設業に係る経營業務等を行っていたことの確認資料<【イ(1)】～【ロ(2)】共通>」(P96)を参照してください。

II 常勤役員等を直接に補佐する者

① 経験期間の裏付（証明する期間分：財務管理、労務管理、業務運営 各5年）

	確認事項	確認資料
	1 申請会社において、建設業に係る「財務管理」、「労務管理」、「業務運営」の業務を行う部門にあったこと。（職層は問わない。）	□ a. 組織図、業務分掌規程その他これに準ずる書類
	2 申請会社において、建設業に係る「財務管理」、「労務管理」、「業務運営」の業務を行っていたこと。 <ul style="list-style-type: none"> 「財務管理の業務経験」 建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験。【5年】 「労務管理の業務経験」 社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験。【5年】 「業務運営の経験」 会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験。【5年】 	□ b. 過去の稟議書その他これらに準ずる書類で担当者として携わっていたことが確認できる書類 ※必要年数の考え方は、カ(イ)bを参照
	3 証明する期間、法人に在籍していたこと	□ c. 次のいずれかで在籍期間が明確に判断できるもの。 <ul style="list-style-type: none"> 社会保険被保険者記録照会回答票写し 健康保険被保険者証写し(申請会社に在籍している場合に限り資格取得日以降の期間を証明) 源泉徴収票写し又は源泉徴収簿の写しなど。 ※いずれも、本人の氏名、事業所名が明記されているものに限る。

② 建設業に係る経營業務等を行っていた裏付（証明する期間分）

⇒「カ 建設業に係る経營業務等を行っていたことの確認資料<【イ(1)】～【ロ(2)】共通>」(P96)を参照してください。

③ 直接に補佐する者の現在の地位確認資料（1）イ 参照）

- 直接に補佐するとは…組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行う体制にあること
- ⇒確認資料：申請(届出)時現在の「組織図」「分掌規程」等

オ 【ロ(2)】役員等（建設業に限らない）＋直接に補佐する者の経験の確認資料

※ 確認資料に調整を要する可能性が高いため事前に相談をお願いします。

「常勤役員等」と「直接に補佐する者」のそれぞれ、次の表の左列の確認を行うため、右列のとおり、確認資料を提出してください。原則は、全て必要ですが、兼ねられるものは兼ねても構いません。

I 常勤役員等

① 経験期間の裏付（証明する期間分：建設業役員2年を含む（建設業に限らない）役員経験 ⇒通算5年以上）

	確認事項	確認資料
建設業役員2年	(a) 建設業に関する役員等としての地位にあったこと	<ul style="list-style-type: none"> ・法人役員、個人事業主の場合 ⇒(2)ア【イ(1)】経營業務の管理責任者としての経験の確認資料を提出
	(b) 建設業に関する経營業務を行っていたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・権限の委譲を受けた執行役員等の場合 ⇒(2)イ【イ(2)】準ずる地位にある者：執行役員等としての経験の確認資料を提出
上記以外通算5年	(c) 建設業に限らず経營業務経験があること	経營業務経験を行っていた裏付 <ul style="list-style-type: none"> ・該当年の法人の確定申告書の写し ※必要年数の考え方は、カ(イ)bを参照

② 建設業に係る経營業務等を行っていた裏付（証明する期間分）

⇒「カ 建設業に係る経營業務等を行っていたことの確認資料<【イ(1)】～【ロ(2)】共通>」(P96)を参照してください。

II 常勤役員等を直接に補佐する者

⇒上記「【ロ(1)】建設業に関する常勤役員等＋直接に補佐する者」の「II 常勤役員等を直接に補佐する者」と同じ

カ 建設業に係る経營業務等を行っていたことの確認資料 <【イ(1)】～【ロ(2)】共通>

(7) 建設業に係る経營業務等を行っていたことの確認資料

<p>●証明者が建設業許可を有していた(いる)期間</p> <p>「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書」(様式第七号)の(1)又は、「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」(様式第七号の二)の第一面(1)及び第二面～第四面の「備考欄」に、許可行政庁、許可番号、許可期間(最初～)を記載してください。(P48～49又はP50～53記載例参照)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 許可通知書の写しがあれば、添付してください。・ 許可の期間内に役員としての経験年数がある場合には上記の記入で可。ただし、許可前及び許可失効後の経験年数も必要な場合は、その期間については、下記「証明者が建設業許可を有していない期間」の資料が必要です。・ 備考欄に記入された許可の状況について、神奈川県知事許可業者の場合は台帳により、それ以外の許可業者の場合は、他行政庁に照会することにより確認します。その結果、許可業者であることが確認できなかった場合は、下記「証明者が建設業許可を有していない期間」の資料が必要になります。
<p>●証明者が建設業許可を有していない期間</p> <p>次の(a)、(b)のいずれかを必要年数分添付してください。</p> <p>(a) 建設工事であることが明確に判断できる工事請負契約書、工事注文書、工事代金請求書の控え又は工事請書控えの写し(工事代金請求書の控え又は工事請書控えの場合は、対応する入金確認資料を併せて添付)を、証明する期間各年1件以上</p> <ul style="list-style-type: none">※ 見積書、納品書のみでは認められません。※ 当時の書類の写しであることが必要です。(申請のために復元した書類、後日注文者が内容を証明した書類は認められません。) <p>原本が電子データで、パソコン等で当時の電子データ(注文書等)を印刷したもの、また、FAXで送付された注文書等で当時の注文者の印がないものについては、入金確認資料を併せて添付してください。</p> <p>(b) 該当年の法人税(法人の場合)又は所得税(個人の場合)確定申告書(証明する期間分)の写し</p> <ul style="list-style-type: none">※ 確定申告書の事業種目欄で建設工事であることが明確に判断できるもの。(確定申告書に添付された法人事業概況説明書の事業内容欄でも可)※ 税務署又は青色申告会の收受日付印のあるもの。電子申告の場合は、申告した電子申告書及び税務署から送信された申告書の受信通知(メール詳細等)の写しも添付してください。

(イ) 確認資料についての注意事項

a 裏付資料について

- 入金確認資料は、領収書、預貯金通帳の写し等が該当します。預貯金通帳の写しの場合には、口座名義人、金融機関名の確認できる表紙と該当頁の写しを添付してください。ネットバンク等で通帳がない場合は、金融機関が発行する取引明細等、入金を確認できるものを添付してください。
- 契約書等の記載内容では、建設工事に該当するか判別し難い場合は、契約書等に加え、工事の内容が確認できる見積書、内訳書、工程表、凶面等の写しを提出してください。
 - ※ 審査の必要に応じて、追加資料を提出していただく場合があります。
- 必要な許可、登録無しに行われた工事は、経営経験とは認められません。
- 注文書等の内容が、一式工事ではなく、「人工」(単価、数量単位)とされているものについても、建設工事の完成を請け負う営業とは確認できないため、経営経験とは認められません。

b 必要年数の考え方

- 最初の契約書等に記載された日付（契約日、注文日、請負日、工期、請求日）から最後の契約書等に記載された日付までを通算して、必要年数を上回るようにしてください。

最初の契約書等と最後の契約書等の間については、各年（法人の場合は各事業年度でも可）1年につき1件以上の契約書等が必要です。

（例）5年の実務経験を証明する場合

最初の注文書の注文日 …平成27年10月10日

（平成28年～令和元年は、各年の代表的な工事の契約書等を1年1件以上添付）

最後の注文書の注文日 …令和2年11月1日

満5年0月（23日） ⇒要件を満たす

※ 日付から日付までが5年に満たない場合は、他の工事の契約書等に差替え又は証明する年数を増やす等により必要年数を上回るように証明する必要があります。経営業務等に従事していたことの証明期間を見直した場合は、役員等の地位にあった期間の裏付資料についても、見直し後の期間と重なっていることを再確認してください。

c 業種追加、般・特新規申請における経験期間の証明について

新規申請等で既に提出した常勤役員等の証明書（様式第七号）の「経験年数」と同一の内容であれば、経験に係る確認資料は添付不要です。（常勤の確認資料は必要です。）

既に提出した証明書の「経験年数」を申請直前まで伸長する場合は、「備考欄」に許可の状況（許可番号、許可期間等）を記入し、役員であった期間を裏付ける確認資料（履歴事項全部証明書等）を添付してください。

d 過去に神奈川県知事許可業者の常勤役員等（令和2年9月30日以前の「経営業務の管理責任者」を含む）、常勤役員等を直接に補佐する者として証明された者を再度証明する場合（神奈川県知事許可以外は不可）

今回の申請又は届出に添付する常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書と、過去に作成し証明された常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（令和2年9月30日までは「経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）」（以下、同じ））の記載内容が同様である場合、①役員又は事業主期間の裏付資料、②建設業に係る経営業務を行っていた裏付資料は省略することができます。その際は、過去の建設業許可申請書（様式第一号）又は変更届出書（様式第二十二号の二）と常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書の副本の写しを確認資料に添付してください。（平成27年3月31日以前の変更届は、経営業務の管理責任者証明書の写しのみで可。）

なお、常勤役員等については、【規則ロ】該当で証明された常勤役員等は、同じ規則区分の常勤役員等としてのみ再度証明が可能です。（他の区分の常勤役員等として再度証明は不可。【規則ロ(1)】~~【規則ロ(2)】~~、【規則ロ】~~【規則イ】~~）

【規則イ】で証明された常勤役員等については、他の規則区分の常勤役員等としても再度証明が可能です。（【イ(1)】⇔【イ(2)】⇔【イ(3)】は◎）

直接に補佐する者については、財務、労務、業務運営の同じ経験の補佐者としてのみ再度証明が可能です。また、同じ経験の補佐者であれば、ロ(1)、(2)のどちらの補佐者としても再度証明が可能です。

e 過去に許可業者（許可行政庁問わず）の令第3条に規定する使用人（支店長、営業所長等）として届け出ていた者を証明する場合

令第3条に規定する使用人の就退任日が確認できる過去の建設業許可申請書（様式第一号）（変更の場合は変更届出書（様式第二十二号の二））、令第3条に規定する使用人の一覧表副本の写しを確認資料に添付してください。令第3条に規定する使用人であったことが確認できる期間については、①役員又は事業主期間の裏付資料、②建設業に係る経営業務を行っていた裏付資料は省略できます。

2 専任技術者の確認資料

建設業を営む全ての営業所ごとに配置する専任技術者について、次の(1)常勤性(専任性)と(2)技術者要件(一定の資格又は経験)を証する確認資料が必要です。

(1) 現在の常勤性の確認資料

<p>●代表取締役等(注1)・個人事業主について</p> <p>・省略可</p> <p>ただし、他社で非常勤の形で勤務をしている場合※、その会社の非常勤証明書、または申請会社の現在の常勤確認資料(下記a～hのいずれか)を必ず添付してください。</p> <p>※ 他社で代表取締役(一人取締役を含む。)、持分会社の代表社員、組合の代表理事、清算人、個人事業主である場合は、専任技術者になれません。ただし、申請会社以外の他社にそれらの者が複数いることが登記事項証明書(履歴事項全部証明書)により確認でき、その会社の非常勤証明又は申請会社の現在の常勤確認資料(下記a～hのいずれか)により申請会社での常勤性が確認できる場合を除きます。</p>
<p>●その他の者について</p> <p>次のa～hのいずれかを提出してください。</p> <p>a 健康保険被保険者証(本人(被保険者))の写し(注2)(事業所名が記載されているもの。)※「被扶養者」不可</p> <p>b 年金事務所で手続きをした「健康保険被保険者資格証明書交付申請書及び健康保険被保険者資格証明書」の写し(事業所名が記載されているもの。)</p> <p>c 建設業国民健康保険加入証明書の原本(3か月以内に発行されたもの。事業所名が記載されているもの。)</p> <p>d 直近の「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」又は「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し(注3)</p> <p>e 直近の「住民税特別徴収税額通知書」(特別徴収義務者用(注4)(注5))、通知前の場合は「特別徴収切替申請書」(受付された控え)の写し</p> <p>f 直前決算の法人税確定申告書表紙(受付された控え(注6))と勘定科目内訳明細書の役員報酬等内訳書の写し(常勤の役員で報酬年額が130万円以上であることが確認できる場合に限る。)……法人の場合</p> <p>g 直前決算の所得税確定申告書B第一表(受付された控え(注5)(注6))と第二表、青色申告の場合は加えて青色申告決算書の写し(事業専従に関する事項・専従者給与の内訳欄で給与年額が130万円以上であることが確認できる場合に限る。)……個人の場合</p> <p>h 直前決算の所得税確定申告書B第一表(受付された控え(注5)(注6))と青色申告決算書又は収支内訳書の写し(給与賃金の内訳欄で給与年額が130万円以上であることが確認できる場合に限る。)……個人の場合</p>

注1：代表取締役を置かない会社の取締役、持分会社の代表社員、法人格がある組合の代表理事を含む。

注2：健康保険被保険者証は、保険者番号及び被保険者記号・番号部分にマスキングを施した状態で提出してください。

注3：電子申告の場合は日本年金機構からの送付文書(鑑文書)と併せて紙に出力し添付してください。

注4：徴収額が0円の場合など常勤性が十分確認できないときは、別の資料を求めます。個別にご相談ください。

注5：個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、個人番号部分を完全に隠した状態で提出してください。

注6：電子申告の場合は税務署から送信された申告書の受信通知(メール詳細等)を紙に出力したものを添付してください。

- 個人事業から法人成りして申請する場合、法人の最初の確定申告前に申請するときは、**個人事業の廃業届出書の写し**を提出してください。また、過去に個人事業を営んでいた者を、法人成りではない別の法人の専任技術者として申請する場合は、上記資料の他に、その者が過去に営んでいた個人事業の廃業届出書の写しを提出してください。
- 他社からの出向者の場合は、上記資料の他に、出向協定書、辞令など出向者名、出向期間、給与の支払等がわかる確認資料が別途必要です。個別にご相談ください。
- 居住地からの通勤時間が標準的な通勤経路において概ね1時間30分を超える場合
⇒ 交通機関利用の場合は通勤定期券の写しを、車通勤の場合は通勤経路図(所要時間を明記して作成)及び高速料金領収証、ETCの利用明細書(写し)等を、確認資料に添付してください。
- 常勤性の判断に住所・居所に関する確認が必要なときは、住民票等の資料を求めることがあります。

(2) 専任技術者の要件(一定の資格又は経験)と必要書類及び確認資料

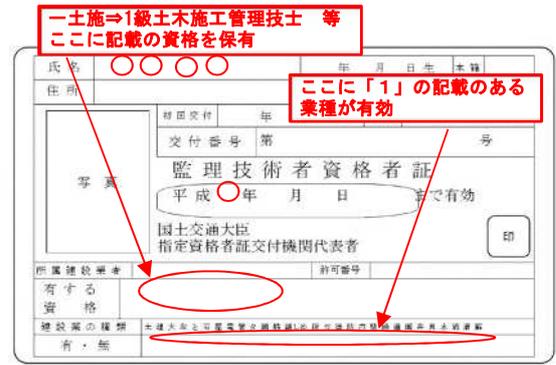
- ※ 更新申請の場合は添付不要です。
- ※ 業種追加・般特新規申請の際は、申請業種の専任技術者についてのみ必要です。
- ※ 専任技術者の要件として認められている資格又は経験には、それぞれ区分コードが付番されています。専任技術者一覧表(様式第一号別紙四)、専任技術者証明書(様式第八号)には、次の必要書類で要件が確認できる資格又は経験のコードを記載します。⇒区分についての説明はP106、全資格と区分コードは P107～118を参照してください。

	要件	必要書類(記載例)	参照
一般建設業	① 指定学科卒業後、申請業種について大卒で3年以上、高卒で5年以上の実務経験を有する場合(法第7条第2号イ該当)	<ul style="list-style-type: none"> 指定学科の卒業証明書(原本)又は卒業証書写し 実務経験証明書(様式第九号)(P58) 許可を受けようとする業種の実務経験及び在籍の確認資料 	指定学科⇒P100 実務経験の証明方法⇒P102～
	専修学校指定学科卒業後、申請業種について5年以上(専門士、高度専門士を称する者は3年以上)の実務経験を有する場合(法第7条第2号ハ該当)	又は、「監理技術者資格者証」の写し	「監理技術者資格者証」⇒P100
	② 申請する業種について10年以上の実務経験を有する場合(法第7条第2号ロ該当)	<ul style="list-style-type: none"> 実務経験証明書(様式第九号)(P58) 許可を受けようとする業種の実務経験及び在籍の確認資料 	実務経験の証明方法⇒P102～ 複数業種の実務経験による必要年数の緩和ができるもの⇒P101
	<ul style="list-style-type: none"> ※ 同一人で複数業種の実務経験の期間の重複は認められない。(1業種につき10年必要で、2業種なら重複せずに併せて20年の経験が必要。) ※ ①に該当する場合は、必要年数を、10年ではなく各規定の年数に短縮できる。 ※ 複数の業種の実務経験を併せて証明することにより、必要年数を緩和できるものも有。 	又は「監理技術者資格者証」の写し	「監理技術者資格者証」⇒P100
一般建設業	③ 国家資格等を有する場合(法第7条2号ハ該当)	<ul style="list-style-type: none"> 資格者証(技術検定合格証明書、技術士免状、免許証など)写し 必要に応じて実務経験証明書(様式第九号)と業種の実務経験及び在籍の確認資料(P58、P102～) 	該当する資格⇒P107～118 ※欄外の【注】も確認してください。 資格者証の例⇒P105
	※ 併せて実務経験が必要な場合、実務経験は資格取得後の経験であることを要する。	(例：第二種電気工事士免状と3年の実務経験等)	
一般建設業	④ 登録基幹技能者講習修了者(許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る。)(法第7条2号ハ該当)	<ul style="list-style-type: none"> 申請(届出)時に有効な登録基幹技能者講習修了証の写し ※許可を受けようとする業種の主任技術者要件を満たしていることが記載されているもの 	「登録基幹技能者」⇒P100 該当する講習と業種⇒一般P111～112、特定P117～118
特定建設業	① 許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が定めた試験に合格した者(一級)、又は建設業の種類に応じて国土交通大臣が定めた免許を受けた者(法第15条第2号イ該当)	<ul style="list-style-type: none"> 資格者証(技術検定合格証明書、技術士免状、免許証など)写し等 	資格者証の例⇒P105
		又は「監理技術者資格者証」の写し	「監理技術者資格者証」⇒P100
	② 上記一般建設業の専任技術者の要件を満たし、更に元請けとして、4,500万円(H6.12.28前は3,000万円、S59.10.1前は1,500万円)以上の工事について2年以上の指導監督の実務経験を有する場合(法第15条第2号ロ該当)	<ul style="list-style-type: none"> 一般建設業の専任技術者の資格を有することを証明する資料。(上記一般建設業①～③右欄のいずれか) 指導監督の実務経験証明書(様式第十号)及びその確認資料(P59、P104) 	
※注意：ただし、指定建設業(土、建、電、管、鋼、舗、園)の専任技術者は、①の一級資格者、③の大臣特別認定者に限る。(一般建設業の専任技術者要件に「指導監督の実務経験」を追加しても特定建設業の専任技術者にはなれません。)	又は「監理技術者資格者証」の写し	「監理技術者資格者証」⇒P100	
特定建設業	③ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者(法第15条第2号ハ該当)	国土交通大臣の認定書写し	認定書例⇒P105

- ※ 卒業証明書又は卒業証書の写し、資格者証の写し、大臣認定書の写しは、閲覧対象外法定書類の表紙を添付し、「専任技術者証明書(様式第八号)」の後ろに綴ってください。

●「監理技術者資格者証」について

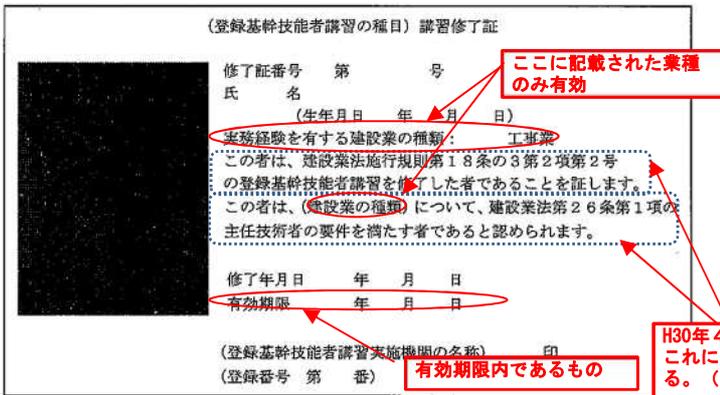
資格者証の写し、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書を提出する代わりに、資格要件の確認資料として使用できます。監理技術者資格者証は、資格者証に記載された有資格区分のみ有効です。



●「登録基幹技能者講習修了証」について

登録基幹技能者は、平成30年4月1日より、国土交通大臣の認める業種について、主任技術者の要件を満たす者として認定されました。（平成29年国土交通省令第67号）主任技術者の要件を満たす者であることは、有資格区分コード表にある登録基幹技能者の種目（一般P111～112、特定P117～118参照）について、講習修了証に記載される「この者は、（建設業の種類）について、法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」との記載により確認します。

有資格区分コード表にある登録基幹技能者の種目（一般P111～112、特定P117～118参照）について、講習修了証に記載される「この者は、（建設業の種類）について、法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」との記載により確認します。



- ※ 登録基幹技能者講習修了証の（建設業の種類）に記載された業種のみ有効です。複数の業種が取得可能な講習の場合も、その修了証に記載された業種のみが専任技術者の要件に該当します。
- ※ 平成30年3月31日以前に交付された講習修了証(旧様式)には、「主任技術者の要件を満たす者である」旨の記載がありませんが、一部の種目を除いて、この旧講習修了証でも要件を満たしていることが確認できます。（資格区分コード表参照）

H30年4月1日以降交付の(新様式)には、下段の記載があり、これにより、主任技術者の要件を満たしていることを確認する。(旧様式は上段のみ)

(3) 指定学科卒業後の実務経験により申請する場合～指定学科及び必要年数～

ア 対象となる学校の種別と卒業後の実務経験の必要年数

高等学校	全日制、定時制、通信制、専攻科、別科	指定学科卒業+卒業後の実務経験5年
中等教育学校	平成10年の学校教育法改正により創設された中高一貫教育の学校	
大学、短期大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業+卒業後の実務経験3年
高等専門学校	学科、専攻科	
専修学校	専門課程、学科	指定学科卒業+卒業後の実務経験5年 (専門士、高度専門士であれば3年)

※ 学校教育法上の上記分類に該当していること。(大学院、職業訓練校、大学校、各種学校等は対象になりません。)

イ 指定学科

許可を受けようとする建設業	学 科
土木一式工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築一式工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、防水工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業、熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業、建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科

- ※ 上記の名称以外の学科の場合は必ず事前にご相談ください。その際、履修証明書等で確認させていただくことがあります。
- ※ 卒業証明書（原本）又は卒業証書写し（写し）と実務経験証明書（様式第九号）（P58参照）を提出してください。

(4) 複数業種の実務経験による専任技術者の実務経験要件の緩和

(平成 11年5月 26日建設省経建発第 137号)

許可を受けようとする建設業の建設工事に関して10年以上の実務経験を有する場合、建設業法第7条第2号ロに該当し、専任技術者となる資格を有しますが、次の業種については、申請する業種の実務経験が8年以上あり、かつ振り替えることができる業種とあわせて12年以上の実務経験があれば、申請する業種の専任技術者となることが可能です。

また、同一人が実務経験により複数の業種の専任技術者になろうとする場合、実務経験の期間は、それぞれの業種について重複しないことを要するため、実務経験のみで2業種の専任技術者になるには、合計20年の経験が必要ですが、本件に該当する場合は、必要な実務経験期間が短縮されます。

実務経験要件の緩和を認める複数業種

ア 一式工事から専門工事への実務経験の振替を認める場合

(土木一式工事、建築一式工事を下記の各業種の専門工事に振り替えることができます。)

専門工事に振り替えることができる業種	申請する業種 (8年以上)
土木一式	とび・土工・コンクリート、しゅんせつ、水道施設、解体の4業種
建築一式	大工、内装仕上、屋根、ガラス、防水、熱絶縁、解体の7業種

【例1】とび・土工・コンクリート工事8年 + 土木一式工事4年 = 計12年

⇒ とび・土工・コンクリート工事の専任技術者として申請可

※ とび・土工・コンクリート工事4年 + 土木一式工事8年 = 計12年の場合は、どちらの専任技術者としても申請できません。

【例2】とび・土工・コンクリート工事8年 + 土木一式工事10年 = 計18年

⇒ とび・土工・コンクリート工事、土木一式工事(2業種)の専任技術者として申請可

イ 専門工事間で実務経験の振替を認める場合

(大工工事、内装仕上工事の間及びとび・土工・コンクリート工事から解体工事の間に限り、専門工事間で実務経験を振り替えることができます。)

振り替えることができる業種	申請する業種 (8年以上)
大工、内装仕上	内装仕上、大工
とび・土工・コンクリート	解体

【例3】大工工事8年+内装仕上工事4年 = 計12年

⇒ 大工工事の専任技術者として申請可

【例4】内装仕上工事8年+大工工事4年 = 計12年

⇒ 内装仕上工事の専任技術者として申請可

【例5】大工工事8年 + 内装仕上工事8年 = 計16年

⇒ 大工工事、内装仕上工事(2業種)の専任技術者として申請可

【例6】解体工事8年 + とび・土工・コンクリート工事4年 = 計12年

⇒ 解体工事の専任技術者として申請可

【例7】解体工事8年 + とび・土工・コンクリート工事10年 = 計18年

⇒ 解体工事、とび・土工・コンクリート工事(2業種)の専任技術者として申請可

※ H28.5.31以前の実務経験に限り、解体工事の実務経験をとび・土工・コンクリート工事の実務経験とすることも可能です。(H28.5.31以前：とび・土工・コンクリート ↔ 解体)

※ H28.5.31以前に限り、とび・土工・コンクリート工事と解体工事については、同一人の実務経験の期間の重複が認められていますが、振替えに必要な期間(解体4年、とび8年)についても重複可能です。

● 実務経験要件の緩和により申請する場合、実務経験証明書(様式第九号)は、それぞれの業種ごとに作成し、確認資料(P102~104参照)を提出してください。

● 要件緩和の際の資格区分について

緩和により10年未満とした業種の資格区分のみ「99」としてください。(10年を満たしている業種については「02」とする。)

(5) 専任技術者の実務経験の確認資料 (10年実務経験、学歴+実務経験、資格+実務経験など)

専任技術者の要件を実務経験で証明する場合は、① 証明者の事業所で申請する建設業種の実務に従事していた期間と、② その業者に常勤で在籍していた(いる)期間の、**両方が重なる期間**を必要年数分、証明することが必要です。 ※ 証明者…所属していた(いる)業者の使用者(法人の代表者又は個人事業主)

ここで確認できた「両方が重なる期間」を、実務経験証明書(様式第九号)の「実務経験年数」欄に記載要領に従って記載してください。(P58参照)(指導監督的実務経験については、P104参照)

証明方法は、証明者が建設業許可を有していた(いる)期間と有していない期間で異なります。

ア 申請する建設業種の実務に従事していたことの裏付資料

●証明者が建設業許可を有していた(いる)期間
<p>① 申請する建設業種の実務に従事していた裏付</p> <ul style="list-style-type: none">実務経験証明書(様式第九号)の左上余白欄に、許可行政庁、許可番号、許可業種、許可期間(最初～)を付記してください。(P58参照) また、許可通知書の写し、許可申請書の副本の写しがあれば、添付してください。許可の期間内に経験年数がある場合には上記の記入で可。ただし、許可前及び許可失効後の経験年数も必要な場合は、その期間については、下記「証明者が建設業許可を有していない期間」の①の資料も必要です。備考欄に記入された許可の状況について、神奈川県知事許可業者の場合は台帳により、それ以外の許可業者の場合は、他行政庁に照会することにより確認します。その結果、許可業者であることが確認できなかった場合は、下記「証明者が建設業許可を有していない期間」の①の資料が必要になります。
<p>② 在籍していた期間の裏付</p> <ul style="list-style-type: none">下記「証明者が建設業許可を有していない期間」の②と同じです。
●証明者が建設業許可を有していない期間
<p>① 申請する建設業種の実務に従事していた裏付</p> <p>次の a、b のいずれかを必要年数分添付してください。</p> <p>a 申請業種が明確に判断できる工事請負契約書、工事注文書、工事代金請求書の控え又は工事請書控えの写し(工事代金請求書の控え又は工事請書控えの場合は、対応する入金確認資料を併せて添付)を、証明する期間各年1件以上</p> <ul style="list-style-type: none">※ 見積書、納品書のみでは認められません。※ 当時の書類の写しであることが必要です。(申請のために復元した書類、後日注文者が内容を証明した書類は認められません。) 原本が電子データで、パソコン等で当時の電子データ(注文書等)を印刷したもの、また、FAXで送付された注文書等で当時の注文者の印がないものについては、入金確認資料を併せて添付してください。 <p>b 該当年の法人税(法人の場合)又は所得税(個人の場合)確定申告書(証明する期間分)の写し</p> <ul style="list-style-type: none">※ 確定申告書の事業種目欄で申請業種が<u>明確に</u>判断できるもの。(確定申告書に添付された法人事業概況説明書の事業内容欄でも可)※ 税務署又は青色申告会の収受日付印のあるもの。電子申告の場合は、申告した電子申告書及び税務署から送信された申告書の受信通知(メール詳細等)の写しも添付してください。
<p>② 在籍していた期間の裏付</p> <p>次のいずれかで在籍期間が明確に判断できるものを添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none">社会保険の被保険者記録照会回答票写し(健康保険、厚生年金、雇用保険いずれでも可。ただし、現在在籍している会社以外の会社の場合は、始期と終期が明確な期間に限る。)健康保険被保険者証写し(協会けんぽの保険証に限る。申請会社に在籍している場合に限り資格取得日以降の期間を証明。)源泉徴収票写し又は源泉徴収簿の写し(証明する年数分)など。 <ul style="list-style-type: none">※ いずれも、本人の氏名、事業所名が明記されているものに限る。

- 法人役員の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）
- ※ 役員期間で確認できれば可。（履歴事項全部証明書で証明する期間の始期が確認できない場合は、閉鎖事項証明書（原本）まで添付してください。）ただし、株式会社で証明する期間中の重任登記を怠っている場合は認められません。確認のため、会社法に基づく10年以内の役員任期の伸長を行っている場合は、内容が確認できる定款又は株主総会議事録の写しも併せて提出してください。
- 個人事業主の場合は、期間分の所得税確定申告書や工事注文書、工事代金請求書等で事業主であることが確認できれば可。
- 専従者の場合も期間分の所得税確定申告書の「専従者」欄で氏名が確認できれば可。（ただし、12か月在籍していたことが確認できる場合に限る。）
- ※ 個人事業主の場合、確定申告書に給与収入が入っている場合は、「個人事業主として在籍」とは認められない場合もあります。その際は、個別にご相談ください。

イ 実務経験の確認資料についての注意事項

(7) 申請する建設業種の実務に従事していたことの裏付資料について

- 入金確認資料は、領収書、預貯金通帳の写し等が該当します。預貯金通帳の写しの場合は、口座名義人、金融機関名の確認できる表紙と該当頁の写しを添付してください。ネットバンク等で通帳がない場合は、金融機関が発行する取引明細等で入金が確認できるものを添付してください。
 - 「土木一式」及び「建築一式」工事業の経験を証明する場合は、具体的な案件で総合的な企画・指導・調整を要する工事であるかを判断するため、確定申告書の事業種目欄の記載に関わらず、必ず工事内容が確認できる工事請負契約書、工事注文書、工事代金請求書の控え又は工事請書控えの写しと入金確認資料を、証明する期間各年1件以上添付してください。
 - 建物の工事で、契約書等の工事名称が、増築、改築、改修、リフォーム工事等となっている場合等、契約書等の記載内容では、どの業種に該当するか判別し難い場合は、契約書等に加え、工事の内容が確認できる見積書、内訳書、工程表、図面等の写しを提出してください。
 - 機械器具設置工事業の経験を証明する場合は、契約書等に加え、工事の内容が確認できる資料（工程表、見積書、内訳書、仕様書、図面の写し、写真、パンフレット等）を提出してください。機械器具設置工事については、確認資料に調整を要する場合が多いため、事前にご相談ください。
 - 電気工事、消防施設工事においては、電気工事士法及び消防法の規定に鑑み、無資格での実務経験は原則として認められません。（資格が不要とされている工事であった等、各法に抵触していない内容であった場合には、その旨の申立書を確認資料に添付してください。）
その他いずれの工事についても、必要な許可、登録無しに行われた工事は、実務経験とは認められません。
- ※ いずれの場合も、審査の必要に応じて、追加資料を提出していただく場合があります。

(4) 必要年数の考え方

- 最初の契約書等に記載された日付（契約日、注文日、請負日、工期、請求日）から最後の契約書等に記載された日付までを通算して、必要年数を上回るようにしてください。
最初の契約書等と最後の契約書等の間については、各年（法人の場合は各事業年度でも可）1年につき1件以上の契約書等が必要です。

(例) 10年の実務経験を証明する場合

最初の注文書の注文日 ……平成22年10月10日

(平成23年～令和元年は、各年の代表的な工事の契約書等を1年1件以上添付)

最後の注文書の注文日 ……令和2年11月1日

満10年0月(23日) ⇒要件を満たす

- ※ 日付から日付までが10年に満たない場合は、他の工事の契約書等に差替え又は証明する年数を増やす等により必要年数を上回るように証明する必要があります。実務に従事していたことの証明期間を見直した場合は、在籍していた期間の裏付資料についても、見直し後の期間と重なっていることを再確認してください。

(ウ) 解体工事の実務経験について

解体工事は、平成28年6月1日の法改正により、とび・土工・コンクリート工事から区分され新たな業種として新設されました。そのため、次のとおり例外的な取扱いがあります。

- 平成28年5月31日以前のとび・土工工事と解体工事については、同一人の実務経験として、期間の重複が認められます。（平成28年6月1日以降は重複できません。また、5月31日以前であっても、他の業種との重複は認められません。）
- 平成28年5月31日以前の解体工事の経験については、とび・土工・コンクリート工事、解体工事のいずれの実務経験としても認められます。（既にとび・土工工事業の許可取得の際、とび・コンクリート工事の実務経験として認められた解体工事の経験も含みます。）ただし、証明者がとび・土工工事業の許可を有していた期間であっても、解体工事の経験として証明するためには、「証明者が許可を有していない期間」の証明方法で証明することが必要です。（契約書等の裏付が必要。）
- 平成28年5月31日以前のとび・土工工事の神奈川県知事許可業者が、既に提出している決算変更届に添付された工事経歴書（平成28年5月31日までに終了した事業年度分に限る。）において、明らかに解体工事を期間分行っていることが確認できる場合は、上記の証明と同等扱いとします。その場合は、副本の表紙及び当該工事経歴書の写しを確認資料に添付してください。
※「明らかに」とは・・・工事経歴書の工事の8割以上が解体工事と確認でき、工事の時期についても年間を通して偏りなく行われている場合を指します。
- 解体工事業の技術者要件のうち、土木施工管理技士（1、2級）及び建築施工管理技士（1、2級）については、平成27年度以前の合格者（合格証明の年ではなく合格年度であることにご注意ください。）については、合格後の解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。
申請（届出）の際は、専任技術者証明書（様式第八号）の後ろに、合格証の写しと1年以上を証明した実務経験証明書（様式第九号）又は登録解体工事講習修了証の写しを添付し、必要な確認資料と併せて提出してください。
解体工事業の許可を有していなかった期間における1年以上の実務経験を証明する場合、必要年数の考え方は上記(イ)のとおりですが、契約書等で証明する場合、最初の契約書の日付から最後の契約書の日付までの期間が1年以上となることを確認する必要があるため、1件の解体工事の工期が1年以上に渡る場合を除き、最低限でも2件の契約書等の確認資料が必要となりますのでご注意ください。
※ 登録解体工事講習の詳細については、講習実施機関にお問合せください。（P178参照）
- 解体工事については、500万円未満の請負工事であっても、「建設リサイクル法」の登録は必要となり、無登録での解体工事はできません。（解体工事業に係る登録制度：平成13年5月30日施行）
そのため、「建設リサイクル法」の登録無しに行われた工事は、実務経験とは認められません。（登録不要な場合を除く。）

(イ) 過去に神奈川県知事許可業者の専任技術者として証明された者を再度証明する場合（神奈川県知事許可以外は不可）

今回の申請又は届出に添付する実務経験証明書と、過去に作成し証明された実務経験証明書の記載内容が同様である場合、①実務に従事していた経験、②在籍の資料は省略することができます。その際は、過去の建設業許可申請書（様式第一号）又は変更届出書（様式第二十二号の二）と専任技術者証明書（様式第八号）、実務経験証明書（様式第九号）の副本の写しを確認資料に添付してください。（平成27年3月31日以前の変更届は、専任技術者証明書、実務経験証明書の写しのみで可。）ただし、更新申請書副本など、実務経験証明書がないものは不可。

ウ 指導監督的実務経験の確認資料

次の(7)指導監督的実務経験の期間と(イ)在籍期間の両方が重なる期間を2年以上、証明することが必要です。ここで確認できた指導監督的実務経験の内容と期間を、指導監督的実務経験証明書（様式第十号）の「実務経験年数」欄に記載要領に従って記載してください。（P59参照）

(7) 指導監督的実務経験の確認資料

● 工事請負契約書、注文書の写し

- ・ 具体的な工事内容、業種がわかり、工期の確認ができるものに限り、
- ・ 工期の合計が2年以上となるよう証明してください。
- ・ 元請工事で請負代金が4,500万円以上のもの（消費税込み）

（ただし、平成6年12月28日以前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日以前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）

(イ) 実務経験を証明する業者に在籍していた期間の確認資料

● 在籍確認資料

- ・ 「ア② 在籍していた期間の裏付」資料と同じ

(6) 資格者証の例 (専任技術者証明書の次に写しを添付してください。)

■ 建設業法による資格

番号〇〇〇〇

1級技術検定(第二次検定)※合格証明書

本籍 神奈川県
氏名 神奈川 太郎
平成〇年〇月〇日生

写
真

建設業法の規定に基づく令和〇年度土木施工管理に関する1級の技術(又は第二次)検定に合格したことを証し、1級土木施工管理技士と称することを認める。

令和〇年〇月〇日
国土交通大臣 〇〇〇〇
(又は建設大臣)

※令和3年度合格からは、「第二次検定」の合格証明書が必要。

■ 建築士法による資格

一級建築士免許証

本籍地 神奈川県
神奈川 太郎
平成〇年〇月〇日生
登録番号 第〇〇〇〇号

一級建築士
登録年月日 平成〇年〇月〇日

昭和三十五年法律第二百二号
建築士法により一級建築士の
免許を与えたことを証する。

令和〇年〇月〇日
国土交通大臣 〇〇〇〇
(又は建設大臣)
※二級は都道府県知事名

■ 職業能力開発促進法による資格 (技能士手帳・技能士カードは不可)

第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

一級技能検定合格証書

検定職種 配管(建築配管作業)
技能士の名称 一級配管技能士

氏名 神奈川 太郎
平成〇年〇月〇日生

職業能力開発促進法の規定による配管(建築配管作業)一級技能検定に合格したのてここに合格証書を授与し一級配管技能士と称することを認める。

令和〇年〇月〇日
厚生労働大臣 〇〇〇〇
(又は労働大臣)
※一級は都道府県知事名

一級建築士免許証明書

神奈川 太郎 平成〇年〇月〇日生
一級建築士 登録番号 第〇〇〇〇号
登録年月日 令和〇年〇月〇日

建築士法(昭和~)により免許された一級建築士であることを証明する。

中央指定登録機関 令和〇年〇月〇日
公益社団法人日本建築士会連合会会長 〇〇〇〇
公益社団法人日本建築士会連合会は建築士法により国土交通大臣が指定した中央指定登録機関である。

国土交通大臣〇〇〇〇(二級、木造建築士は都道府県知事又は都道府県指定登録機関)

写
真

■ 国土交通大臣による特別認定者

認定書 番号〇〇〇〇

本籍 神奈川県
氏名 神奈川 太郎
平成〇年〇月〇日生

上記の者を、土木工事業に関し建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして認定する。

ただし、認定は、令和〇年〇月〇日まで有効とする。

令和〇年〇月〇日
国土交通大臣 〇〇〇〇

■ 電気工事士法による資格 (免状以外は不可)

神奈川県第〇〇〇〇号
第一種電気工事士免状

氏名 神奈川 太郎
平成〇年〇月〇日生

写
真

令和〇年〇月〇日
神奈川県知事

記事
住所

■ 登録基幹技能者講習修了証 (修了証以外は不可)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第 号
氏名 (生年月日 年 月 日)
実務経験を有する建設業の種別: 工事業

この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。
この者は、(建設業の種別) について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印
(登録番号 第 番) 有効期限内であるもの

ここに記載された業種のみ有効

H30年4月1日以降交付の(新様式)には、下段の記載があり、これにより、主任技術者の要件を満たしていることを確認する。(上段のみの旧様式でも、主任技術者の要件を満たしていると確認できる業種もあります。)

■ 監理技術者資格者証

一土施⇒1級土木施工管理技士 等
ここに記載の資格を保有

ここに「1」の記載のある業種が有効

氏名 〇〇〇〇 年 月 日 生 本籍

住所

種目交付 年

交付番号 第 号

監理技術者資格者証
平成〇年 月 日 まで有効

国土交通大臣
指定資格者証交付機関代表者

所属建設業者 許可番号

有する資格

建設業の種別 土木大工事(建築業)の建設業の種別(建設業法第26条第1項)

有、無

※その他の資格については、P107~118 資格区分コード表の「資格を証する書類」を参照してください。

(7) 専任技術者証明書に記入する有資格区分コード

(ア)一般建設業

一般建設業（法第7条2号）	建設工事の種類（項番64）	有資格区分（項番65）
イ 所定学科卒業+実務経験	1	01
ロ 実務経験10年以上	4	02
P101 実務経験の緩和の場合	7	99
ハ 国家資格者*	7	P107~112 有資格区分コード番号
登録基幹技能者講習修了者	7	36
専修学校所定学科卒業+実務経験	7	99
大臣特認	7	99

※ 資格取得後に実務経験を必要とするもの（第二種電気工事士+資格取得後3年以上の実務経験、給水装置工事主任技術者+資格取得後1年以上の実務経験など）を含む

(イ)特定建設業

特定建設業（法第15条2号）		建設工事の種類（項番64）	有資格区分（項番65）
イ	1級国家資格者	9	P113~114 有資格区分コード番号
ロ	法第7条2号 + 指導監督的 実務経験	イ 所定学科卒業+実務経験	01
		ロ 実務経験10年以上	02
		P101 実務経験の緩和の場合	99
		ハ 2級国家資格者	P114~118 有資格区分コード番号
		登録基幹技能者講習修了者	36
		専修学校所定学科卒業+実務経験	99
ハ	大臣認定	同号イと同等	03
		同号ロと同等	04
		大臣特認	99

【留意事項(共通)】各資格区分の留意事項は、P107~118の資格区分コード一覧表欄外も参照してください。

- ① P107~118の有資格区分コード一覧表に無い資格は対象となりません。
- ② 資格者証（検定合格証明書、免状、合格証など）の写しを申請書類に添付してください。
※ 技術士法の資格により申請する場合、技術士登録証に必要な選択科目の表示がされていない場合は、技術士登録証の写しに加え、技術士登録等証明書を提出してください。
- ③ 実務経験が必要な資格の場合、資格取得後の必要な実務経験年数を実務経験証明書（様式第九号）により証明してください。
- ④ 特定建設業の指導監督的実務経験は、指導監督的実務経験証明書（様式第十号）により証明してください。（記載例P59参照）
- ⑤ 特定建設業の場合、実務経験証明書（様式第九号）で証明する実務経験の期間と指導監督的実務経験証明書（様式第十号）で証明する指導監督的実務経験の期間は、重複していても構いません。
- ⑥ 監理技術者資格者証の写しで証明する場合は、卒業証明書、卒業証書、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書などの提出は不要です。（常勤資料は必要です。）
- ⑦ 実務経験の期間の要件緩和が行われた資格区分については、緩和により10年未満とした業種の資格区分のみ「99」としてください。（10年満たしている業種については「02」とする。）

(8) 有資格区分コード一覧表 (一般建設業 1/6)

凡例：「1」学歴＋実務経験 「4」実務経験 「7」資格等

※(各資格試験/資格を証する書類)

コード	建設業法(技術検定/合格証明書)※																		建築士法 (建築士試験/免許証)					
	01	02	11	12	13	14	15	16	20	21	22	23	27	28	29	30	31	32	33	34	37	38	39	
資格区分(一般)	法第7条第2号イ該当<指定学科卒業後実務経験	法第7条第2号ロ該当<10年の実務経験	一級建設機械施工管理技士	二級建設機械施工管理技士(第1種~第6種)	一級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士(土木)【注1】	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	二級土木施工管理技士(薬液注入)	一級建築施工管理技士	二級建築施工管理技士(建築)【注1】	二級建築施工管理技士(躯体)	二級建築施工管理技士(仕上げ)	一級電気工事施工管理技士	二級電気工事施工管理技士	一級管工事施工管理技士	二級管工事施工管理技士	一級電気通信工事施工管理技士	二級電気通信工事施工管理技士	一級造園施工管理技士	二級造園施工管理技士	一級建築士	二級建築士	木造建築士	
建設業の種類	土	1	4	7	7	7	7																	
	建	1	4						7	7												7	7	
	大	1	4						7		7	7										7	7	7
	左	1	4						7			7												
	と	1	4	7	7	7	7		7	7		7												
	石	1	4			7	7			7			7											
	屋	1	4						7				7									7	7	
	電	1	4											7	7									
	管	1	4													7	7							
	夕	1	4						7		7	7											7	7
	鋼	1	4			7	7			7		7											7	
	筋	1	4							7		7												
	舗	1	4	7	7	7	7																	
	しゅ	1	4			7	7																	
	板	1	4							7			7											
	方	1	4							7			7											
	塗	1	4			7		7		7		7												
	防	1	4							7		7												
	内	1	4							7			7										7	7
	機	1	4																					
絶	1	4							7			7												
通	1	4															7	7						
園	1	4																	7	7				
井	1	4																						
具	1	4							7			7												
水	1	4			7	7																		
消	1	4																						
清	1	4																						
解	1	4			7【注2】	7【注2】			7【注2】	7【注2】	7【注2】													

【注1】種別の記載のない合格証明書は、2級土木施工管理技士(土木)、2級建築施工管理技士(建築)に該当する。

【注2】平成27年度までの合格者については、合格後の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

有資格区分コード一覧表（一般建設業 2/6）

凡例：「7」資格等

コード	技術士法（技術部門「選択科目」）（技術士試験/登録証）														電気工事士法（電気工事士試験/免状）	
	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
資格区分（一般）	建設・総合技術監理「建設」														第一種	第二種
	「建設」鋼構造及びコンクリート														電気工事士	電気工事士
	「建設」鋼構造及びコンクリート															＋資格取得後3年の実務経験【注4】
	「農業」農業土木又は農業農村工学															
	「農業」農業土木又は農業農村工学															
	「建設」鋼構造及びコンクリート															
	「建設」鋼構造及びコンクリート															
	「建設」鋼構造及びコンクリート															
	「建設」鋼構造及びコンクリート															
	「建設」鋼構造及びコンクリート															
	「建設」鋼構造及びコンクリート															
	「建設」鋼構造及びコンクリート															
	「建設」鋼構造及びコンクリート															
	「建設」鋼構造及びコンクリート															
	「建設」鋼構造及びコンクリート															
	「建設」鋼構造及びコンクリート															
	建設業の種類	土	7	7	7					7		7				
建																
大																
左																
と		7	7	7					7		7					
石																
屋																
電		7	7		7										7	7
管							7	7	7			7	7	7		
夕																
鋼			7													
筋																
舗		7	7													
し		7	7						7							
ゆ																
板																
方																
塗																
防																
内																
機					7	7										
絶																
通				7												
園	7	7								7	7					
井																
具																
水							7	7				7	7			
消																
清													7			
解	7	7														

【注3】当面の間、合格後の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。
 【注4】旧電気工事士法による従来の電気工事士免状は、第二種電気工事士と見なされる。

有資格区分コード一覧表（一般建設業 3/6）

凡例：「7」資格等

コード	電気事業法 (電気主任技術者 国家試験等/免状)	電気通信事業法		水道法 (給水装置工事 主任技術者試験 /免状)	消防法 (消防設備士試験/ 免状)		職業能力開発促進法（検定職種） (技能検定/合格証書)										
	58	59	35	65	68	69	57	64	66	67	70	71	72	73	74	75	
資格区分（一般）	電気主任技術者（第1種、3種） +資格取得後5年の実務経験	電気通信主任技術者 +資格取得後5年の実務経験	工事担任者資格者証（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方）又は（総合通信）の交付を受け た者 + 資格者証交付後3年の実務経験【注7】	給水装置工事主任技術者 +資格取得後1年の実務経験	甲種 消防設備士 乙種 消防設備士	とび・とび工	型枠施工	ウエルポイント施工	路面標示施工	建築板金（選択科目「ダクト板金作業」）	建築大工	左官	コンクリート圧送施工	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管	給排水衛生設備配管		
建設業の種類	土																
	建																
	大																
	左																
	と																
	石																
	屋																
	電	7															
	管				7												
	タ																
	鋼																
	筋																
	舗																
	し																
	板																
	方																
	塗																
	防																
内																	
機																	
絶																	
通																	
園		7	7														
井																	
具																	
水																	
消																	
清																	
解																	

職業能力開発促進法2級の資格については、資格取得後3年以上の実務経験が必要。
 （ただし、平成15年度以前に合格した者については、資格取得後1年以上の実務経験で可。）
 【注7】令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限る。

有資格区分コード一覧表（一般建設業 4/6）

凡例：「7」資格等

		職業能力開発促進法（検定職種） （技能検定/合格証書）																							
		76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97		
資格区分（一般）		配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工	タイル張り・タイル張り工	築炉・築炉工・れんが積み	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工	石工・石材施工・石積み	鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）・製罐	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の両方を含むものに限る。）	工場板金	板金（選択科目「建築板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）【注8】	板金・板金工・打出し板金	かわらぶき・スレート施工	ガラス施工	塗装・木工塗装・木工塗装工	建築塗装・建築塗装工	金属塗装・金属塗装工	噴霧塗装	骨製作・骨工	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工	熱絶縁施工	建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工	造園	防水施工		
	建設業の種類	土																							
	建																								
	大																								
	左																								
	と																								
	石				7	7																			
	屋									7	7														
	電																								
	管	7																							
	夕		7	7	7																				
	鋼						7																		
	筋							7																	
	舗																								
	し																								
	板							7	7	7															
	方											7													
	塗													7	7	7	7								
	防																								
	内																	7	7						7
	機																								
	絶																					7			
	通																								
	園																							7	
	井																								
	具																						7		
	水																								
	消																								
	清																								
	解																								

職業能力開発促進法2級の資格については、資格取得後3年以上の実務経験が必要。
 （ただし、平成15年度以前に合格した者については、資格取得後1年以上の実務経験で可。）
 【注8】板金・板金工は、屋根工事業の場合、選択科目「建築板金作業」に限る。

有資格区分コード一覧表（一般建設業 5/6）

凡例：「7」資格等

コード	職業能力開発促進法 (検定職種) (技能検定/合格証書)	民間資格					登録基幹技能者(種目) (規則第18条の3第2項第2号に基づく登録基幹技能者講習/修了証) 【注5】																
	98	40	60	61	62	63	36																
資格区分(一般)	さく井	基礎ぐい工事(基礎施工士)	解体工事施工技士	地すべり防止工事 +資格取得後1年の実務経験	建築設備士 +資格取得後1年の実務経験	計装士(1級) +資格取得後1年の実務経験	電気工事	橋梁【注6】	造園	コンクリート圧送	防水	トンネル【注6】	建設塗装	左官	機械土工	海上起重【注6】	PC	鉄筋	圧接	型枠	配管	葺・土工	切断穿孔
建設業の種類	土																						
	建大左													7						7			
	と	7	7				7	7	7					7	7	7						7	7
	石屋																						
	電管			7	7	7															7		
	夕																						
	鋼筋						7										7	7	7				
	舗																						
	し															7							
	板																						
	方																						
	塗												7										
	防内										7												
	機																						
	絶																						
	通						7																
	園								7														
	井	7		7																			
	具																						
	水																						
消																							
清																							
解		7																					

【注5】各登録基幹技能者講習修了証(有効期限内)の「実務経験を有する建設業の種類」欄に記載された業種に限る。

【注6】平成30年4月1日以降に交付された新様式の登録基幹技能者講習修了証が必要。

有資格区分コード一覧表（特定建設業 1/6）

凡例：「2」学歴+実務経験+2年の指導監督的実務経験 「3」大臣特別認定
 「5」実務経験+2年の指導監督的実務経験 「6」大臣特別認定
 「8」資格+2年の指導監督的実務経験 「9」資格等

		建設業法(技術検定/合格証明書)※																				
コード		01	02	03	04	11	12	13	14	15	16	20	21	22	23	27	29	31	32	33		
資格区分(一般)		+ 法第7条第2号イ該当 + 指導監督経験	法第7条第2号ロ該当 + 10年実務経験 + 指導監督経験	法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上) 大臣認定	法第15条第2号ハ該当 (同号ロと同等以上) 大臣認定	一級 建設機械施工管理技士	+ 二級 建設機械施工管理技士(第1種)第6種 + 指導監督経験	一級 土木施工管理技士	二級 土木施工管理技士(土木) 【注1】 + 指導監督経験	二級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装) + 指導監督経験	二級 土木施工管理技士(薬液注入) + 指導監督経験	一級 建築施工管理技士	二級 建築施工管理技士(建築) 【注1】 + 指導監督経験	二級 建築施工管理技士(躯体) + 指導監督経験	二級 建築施工管理技士(仕上げ) + 指導監督経験	一級 電気工事施工管理技士	一級 管工事施工管理技士	一級 電気通信工事施工管理技士	二級 電気通信工事施工管理技士 + 指導監督経験	一級 造園施工管理技士		
	建設業の種類	土建			3		9		9													
		大左	2	5		6							9		8	8						
		と石	2	5		6	9	8	9	8		8	9		8							
		屋電			3												9					
		管			3													9				
		夕	2	5		6							9		8	8						
		鋼筋			3				9				9									
		舗			3		9		9													
		舗	2	5		6			9	8												
		板	2	5		6							9			8						
		方	2	5		6							9			8						
		塗	2	5		6			9		8		9			8						
		防	2	5		6							9			8						
		内	2	5		6							9			8						
		機	2	5		6																
		絶	2	5		6							9			8						
通		2	5		6														9	8		
園			3																		9	
井	2	5		6								9										
具	2	5		6										8								
水	2	5		6				9	8													
消	2	5		6																		
清	2	5		6																		
解	2	5		6				9	【注2】	8	【注2】			9	【注2】	8	【注2】	8	【注2】			

【注1】種別の記載のない合格証明書は、2級土木施工管理技士(土木)、2級建築施工管理技士(建築)に該当する。
 【注2】平成27年度までの合格者については、合格後の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

有資格区分コード一覧表（特定建設業 2/6）

凡例：「8」資格＋2年の指導監督的実務経験 「9」資格等

コード	建築士法 (建築士試験/免許証)			技術士法(技術部門「選択科目」) (技術士試験/登録証)													
	37	38	39	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
資格区分(一般)	一級建築士	二級建築士	木造建築士	建設・総合技術監理「建設」	建設「鋼構造及びコンクリート」	農業「農業土木」・「農業農村工学」	電気電子・総合技術監理「電気電子」	機械・総合技術監理「機械」	機械「流体工学」・「流体機器」	上下水道・総合技術監理「上下水道」	上下水道「上下水道及び工業用水道」	水産「水産土木」・総合技術監理	森林「林業」・「林業・林産」	衛生工学「森林土木」・総合技術監理	衛生工学「水質管理」	衛生工学「水質管理」	衛生工学「廃棄物管理」
建設業の種類	土			9	9	9						9		9			
	建	9															
	大	9	8	8													
	左																
	と				9	9	9					9		9			
	石																
	屋	9	8														
	電				9	9		9									
	管								9	9	9				9	9	9
	夕	9	8														
	鋼	9				9											
	筋																
	舗				9	9							9				
	し				9	9											
	板																
	方																
	塗																
防																	
内	9	8															
機							9	9									
絶																	
通							9										
園				9	9							9	9				
井											9						
具										9	9				9	9	
水																	
消																	
清																	
解				9【注3】	9【注3】												9

【注3】当面の間、合格後の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

有資格区分コード一覧表（特定建設業 4/6）

凡例：「8」資格＋2年の指導監督的実務経験

コード	職業能力開発促進法（検定職種） <small>（技能検定/合格証書）</small>													民間資格			
	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	97	98	40	60	61
資格区分（一般）	板金（選択科目「建築板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」） ＋指導監督経験【注8】													地すべり防止工事 ＋資格取得後1年の実務経験 ＋指導監督経験			
建設業の種類	土建																
	大																
	左																
	と														8		8
	石																
	屋	8		8													
	電																
	管																
	夕																
	鋼																
	筋																
	舗																
	し																
	ゅ																
	板	8	8														
	ガ				8												
	塗					8	8	8	8								
	防														8		
	内									8	8						
機																	
絶											8						
通																	
園																	
井														8		8	
具												8					
水																	
消																	
清																	
解																8	

職業能力開発促進法2級の資格については、資格取得後3年以上の実務経験が必要。
 （ただし、平成15年度以前に合格した者については、資格取得後1年以上の実務経験で可。）
 【注8】板金・板金工は、屋根工事業の場合、選択科目「建築板金作業」に限る。

有資格区分コード一覧表（特定建設業 6/6）

凡例：「8」資格＋2年の指導監督的実務経験

コード	登録基幹技能者（種目） （規則第18条の3第2項第2号に基づく登録 基幹技能者講習／修了証）【注5】							その他
	タイル張り	標識・路面標示【注6】	消火設備	建築大工	硝子工事	土工	A L C	
資格区分（一般）	+指導監督経験	+指導監督経験	+指導監督経験	+指導監督経験	+指導監督経験	+指導監督経験	+指導監督経験	コード11198に該当しないもの（大臣特認、専技の 実務要件緩和等）
建設業の種類	土							
	建							
	大			8				8
	左							8
	と	8				8		8
	石							8
	屋							8
	電							
	管							
	夕	8					8	8
	鋼							
	筋							
	舗							8
	しゅ							8
	板							8
	方					8		8
	塗	8						8
	防							8
	内							8
	機							8
絶							8	
通							8	
園								
井							8	
具							8	
水							8	
消			8				8	
清							8	
解							8 8	

【注5】各登録基幹技能者講習修了証(有効期限内)の「実務経験を有する建設業の種類」欄に記載された業種に限る。

【注6】平成30年4月1日以降に交付された新様式の登録基幹技能者講習修了証が必要。

3 健康保険等の加入状況の確認資料

令和2年10月1日の建設業法改正により、適切な社会保険に加入していることが建設業許可を受ける（継続する）ための要件となりました。

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入すべき事業所（営業所）（以下「適用事業所」という。）において、適用除外に該当する場合を除き加入の確認ができない場合は、建設業の許可（新規、更新等）はできません。（P9許可要件1-2参照）

適用事業所は、確認資料としてそれぞれ次の資料を添付してください。

(1) 健康保険及び厚生年金保険の保険加入の確認資料

加入の別	確認資料	留意点
①健康保険及び厚生年金保険双方とも年金事務所で加入の場合（健康保険は協会けんぽに加入）	□年金事務所発行の保険料領収書の写し（保険料に金額の記載があるもの。 <u>領収印が押印されたものであること。</u> ）※1	<ul style="list-style-type: none"> 申請日直前に発行されたもの。 電子納付等により領収印がない場合は、支払の確認できる預貯金通帳の写しを提出してください。（申請者名、金融機関名の確認できる表紙と該当頁。）
②健康保険について、健康保険組合に加入の場合	□各健康保険組合の保険料の領収書の写し（領収印が押印されたものであること。） □年金事務所発行の保険料領収書の写し（健康保険の保険料は0円。厚生年金保険の保険料に金額の記載があるもの。 <u>領収印が押印されたものであること。</u> ）※1	
③建設業に関する国民健康保険組合（全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）等）に加入の場合	いずれか □加入証明書の <u>原本</u> 又は □健康保険証（ <u>事業所名の記載されているもの</u> ）の写し <u>全員分</u> □年金事務所発行の保険料領収書の写し（健康保険の保険料は0円。厚生年金保険の保険料に金額の記載があるもの。 <u>領収印が押印されたものであること。</u> ）※1	<ul style="list-style-type: none"> 加入証明書は申請日前3か月以内に発行されたもの。 健康保険証を提出する場合は、<u>保険者番号、被保険者記号・番号部分にマスキングを施した状態</u>で提出すること。

※1（参考）書類名称：「保険料納入告知額・領収済額通知書」（口座振替の場合）、「納入告知書（納付書）・領収証書」（振込の場合）等

(2) 雇用保険の保険加入の確認資料

加入の別	確認資料	留意点
自社で申告納付している場合	□労働（雇用）保険の「保険料申告書」の写し ※ <u>労災保険のものではありません</u> のでご注意ください。 □上記申告書の金額と対応した領収書の写し（領収印が押印されたものであること。）	<ul style="list-style-type: none"> 申告書、納入通知書及び領収書は、申請日直前のもの。（分納した場合の領収書は、直近に納入した分のみで可） 新年度で1回目の納期が来ていない場合は、前年度の申告書又は納入通知書と対応する直前の領収書を提出してください。 電子納付等により領収印がない場合は、支払の確認できる預貯金通帳の写しを提出してください。（申請者名、金融機関名の確認できる表紙と該当頁。）「労働保険料」として労災保険等とまとめて引き落とされている場合は、内訳が分かるようにしてください。
労働保険事務組合に申告を委託している場合	□事務組合発行の「労働（雇用）保険料等納入通知書」の写し ※ <u>労災保険のものではありません</u> のでご注意ください。 ※各納期の口座振替お知らせはがき（納入通知書）ではなく、雇用保険の1年間の算定内訳を記載した「労働保険料等納入通知書」です。 □上記納入通知書の金額と対応した領収書の写し（領収印が押印されたものであること。）	

(3)直前に加入し、初回の保険料納入に係る領収書がない場合

次のものを提出してください。

● 健康保険及び厚生年金保険

- ・ 「健康保険・厚生年金資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し
(電子版の場合は受信通知等も添付すること。)

● 雇用保険

- ・ 「雇用保険適用事業所設置届(事業主事業所各種変更届)事業主控」(受付印のあるもの)の写し

(4)直前の書類を紛失した場合

紛失した書類に代えて、次のものを提出してください。

● 健康保険及び厚生年金保険

- ・ その前月に発行された領収書
※ 年金事務所発行の「社会保険料納入確認(申請)書」(原本。申請日前3か月以内のもの。)

● 雇用保険

- ・ 労働局発行の「労働保険料等納入証明書」(現在未納がない旨の証明)(原本)
※ 雇用保険の労働保険番号を記入し証明を受けてください。

(5)適用除外に該当する場合

- ・ 「健康保険の加入状況」(様式第七号の三)の「加入状況」欄に、適用除外の「2」を記入し、次の申立書を添付してください。(申請者から知事宛てに任意様式。押印不要。)

※ 適用除外となる理由を最寄りの年金事務所又は公共職業安定所(ハローワーク)に確認の上、その内容を申立書に記載して提出してください。(根拠が明確な場合は、年金事務所等への確認は必須ではありません。)

※ 添付書類、確認資料から適用除外の理由が確認できる場合は、申立書の提出は不要です。

【申立書(例)】

申立書	
神奈川県知事 殿	
本事業所は、次の理由により、(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)は適用除外となります。	
<理由> 従業員(役員含む)の全てが〇〇〇〇〇〇であるため。	
上記につき、(〇〇年金事務所・〇〇公共職業安定所)に令和〇年〇月〇日に確認しました。	
令和 〇年〇月〇日	〇〇市〇〇～ (株)〇〇〇建設 代表取締役 〇〇 〇〇

保険の対象とならない理由を明記してください。

役員(個人事業主)と同居親族である従業員のみ事業所の場合の雇用保険等、適用除外となる根拠が明確な場合は、公共職業安定所等への確認は必須ではありません。

<適用除外の理由と申立書の要否>

○…要、—…不要、■…この理由では適用除外にならない

	適用除外の理由	申立書			年金事務所等 への理由確認
		健康保険	厚生年金 保険	雇用保険	
法人	建設業に関する国民健康保険組合に加入 (確認資料が必要)	—	■	■	—
	従業員あり				
	従業員と常勤の役員の全てが後期高齢者	○	○	■	—
	従業員と常勤の役員の全てが70歳以上(75歳未満)	■	○	■	—
	従業員と役員の全てが保険の対象にならない者 (従業員が短時間労働者、扶養親族等で、役員が 上記に該当 等) (保険の対象外となる事由を明記)	○	○	○	—
	従業員なし				
	役員だけの事業所	■	■	—	—
	常勤の役員全てが後期高齢者	—	—	—	—
	常勤の役員全てが70歳以上(75歳未満)	■	—	—	—
	個人事業主	建設業に関する国民健康保険組合に加入 (確認資料が必要)	—	■	■
従業員あり					
5人未満(1人以上)		—	—	■	—
5人以上					
従業員の全てが同居の親族		○	○	○	—
従業員の全てが保険の対象にならない短時間 労働者のみ		○	○	○	—
従業員の全てが後期高齢者		○	○	■	—
従業員の全てが70歳以上(75歳未満)		■	○	■	—
個人事業主のみ	—	—	—	—	
上記以外の理由で適用除外		○	○	○	○

4 登記されていないことの証明書(又は医師の診断書)、身分証明書—法第8条—

法第8条に定める欠格要件のうち、心身の故障により建設業を適正に営むことができない者(精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨を確認するため、次の(1)と(2)の書類が必要です。

● 添付を要する者

<法人の場合>

- ・役員及び令第3条に規定する使用人(従たる営業所の支店長、営業所長等)の全員について

<個人の場合>

- ・本人及び支配人(支配人登記をしている者に限る。)の全員について

<その他>

- ・適正な経営体制の要件のうち常勤役員等が規則【ロ(1)】又は【ロ(2)】該当の場合の「常勤役員等を直接に補佐する者」

※ 相談役、顧問、株主等及び名称役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者は添付不要です。

(1) 登記されていないことの証明書

法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人の登記がされていないことの証明書

<発行場所>

● 窓口で請求する場合

- ・東京法務局 民事行政部 後見登録課
東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎 電話 03-5213-1234 (代表)
- ・横浜地方法務局 戸籍課 (本局以外の出張所、支局では発行していません。)
横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 電話 045-641-7461 (代表)

● 郵送で請求する場合

- ・東京法務局 民事行政部 後見登録課
〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎
電話 03-5213-1234 (代表)

(2) 身分証明書

成年被後見人又は被保佐人とみなされるものに該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の本籍地所管の市町村の長の証明書

<発行場所>

- ・本籍地を所管する市町村の戸籍担当課

※ 上記(1)、(2)の証明書で、成年被後見人又は被保佐人等に該当する場合等は、「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者」に該当しない旨の証明について、契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨とその根拠を記載した「医師の診断書」に代えることができます。その場合は、(1)医師の診断書(参考様式P124~125)と(2)身分証明書(破産者で復権を得ないものに該当しない旨の本籍所管の市町村の長の証明)を提出してください。

【注意点】

- ・ 申請又は届出日から起算して3か月以内発行の原本を提出してください。(ただし、就任日より前に発行されたものは不可)
- ・ 登記されていないことの証明書(又は医師の診断書)、身分証明書は、それぞれの者について1枚ずつ必要です。
- ・ 外国籍の者は、身分証明書は不要です。また、外国籍の者のうち国外に居住している者に限り、次の事項を公証人、公的機関(外国政府機関)等が証明した書面を、登記されていないことの証明書に代えることができます。
⇒ 成年被後見人及び被保佐人に該当しないこと(成年被後見人及び被保佐人として登記されていないこと)又は行為能力の制限を受けている者でないこと
- ・ 書類の請求方法については、各法務局、市町村にお問い合わせください。
- ・ 役員等に未成年者がいる場合は、法定代理人についても、許可申請者の調書(様式第十

二号)、登記されていないことの証明書(又は医師の診断書)、身分証明書が必要です。また、法定代理人が確認できる資料(戸籍謄本など)も併せて提出してください。なお、役員以外(株主等、顧問、相談役等)の法定代理人については、登記されていないことの証明書、身分証明書は不要です。

<書類の例>

● 登記されていないことの証明書

登記されていないことの証明書

①氏名	〇〇 〇〇
②生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
③住所	神奈川県横浜市〇〇区〇
④本籍	
<input type="checkbox"/> 国籍	

上記の者について、後見登記等ファイルに人とする記録がないことを証明する。

令和〇年〇月〇日
東京法務局 登記官 〇〇 〇〇

[証明書番号]2008-0200A-441

生年月日の記入誤りが見受けられます。その場合は取り直していただくことになりますので、ご注意ください。また、氏名の表記は、身分証明書の記載に合わせてください。

本籍の記入は不要です。ただし、外国籍の方は国籍の記入が必要です。(□国籍に☑)外国籍の方の場合は、氏名欄には本国名を記載してください。※通称名等を使用されている場合は、本国名の後ろに()書きで、併記してください。

● 身分証明書

身分証明書

本 籍 横浜市〇〇区〇〇町〇-〇

氏 名 〇〇 〇〇
昭和〇〇年〇月〇日生

破産者名簿に記載がありません。
禁治産、準禁治産者名簿に記載がありません。
後見の登記の通知を受けていません。

上記のとおり証明します。
令和〇年〇月〇日
横浜市〇〇区長

市町村に身分証明書の発行を申請する際、証明事項を選択する必要がある場合、この3事項の全てについて証明を受けるようにしてください。(登記されていないことの証明書を医師の診断書に代える場合は、「破産者名簿に記載がないこと」のみ証明を受ける。)

● 医師の診断書

診 断 書（参考様式）

氏名	男・女
住所	年 月 日生（ 歳）

上記の者は、契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。

診断に当たっての根拠

所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

1. 各種検査

長谷川式認知症スケール（ 点（ 年 月 日実施） 実施不可）

MMS E（ 点（ 年 月 日実施） 実施不可）

脳の萎縮又は損傷の有無

あり⇒（ 部分的にみられる 全体的にみられる 著しい 未実施）

なし

知能検査

その他

2. 短期間内に回復する可能性

回復する可能性は高い 回復する可能性は低い 分からない
（特記事項）

3. 判断能力について

(1) 見当識の障害の有無

あり ⇒（ まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い
 障害が高度）

なし

（

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり⇒ (意思疎通ができないときもある 意思疎通ができないときが多い
 意思疎通ができない)

なし

()

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

()

(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載)

()

参考となる事項 (本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

5 営業所の確認資料

次の資料を主たる営業所及び従たる営業所(建設業を営む支店・支所等)ごとに作成し、「閲覧対象外法定書類」に綴って提出してください。(下記参考様式)

※ 般特新規申請及び業種追加申請は作成を要しない。

(1) 営業所の写真

次の①～③の写真を撮影してください。※写真の撮影要領は次のとおり。

- ① 商号が読み取れる看板を含めた建物の外観 (アングルを変えて2枚程度)
- ② 事務室内 (アングルを変えて2枚程度)
- ③ 建設業許可標識 (様式はP128参照) ※新規申請の場合は除く。

(2) 営業所の所有状況

営業所の写真台紙に、「自己所有」、「賃貸借等」の別を記載してください。

※ 親族から貸与を受けている場合(無償貸与を含む)及び法人代表者所有の自宅を法人が借りを受けている場合は、「賃貸借等」に含めてください。

(3) 他社と建物やフロアを共有している場合 (同一の階に入居している場合)

・他社と分離独立されていることが確認できる、営業所の区画を示した見取図等

※ 営業所の要件 (P2参照) : 代表者の自宅などを営業所と兼用している場合は、事務室部分と住居部分が明確に区分されていること、また、他社と建物やフロアを共有している場合などは、必ず他社と分離独立されていること(部屋が別であることや、同一部屋ならば固定されたパーティション等で明確に区切られ、それぞれ電話、事務什器、商号表示があること。)が必要です。

【写真台紙(参考様式)】

※ 参考様式は、神奈川県建設業課HP「申請・届出様式のダウンロード」からダウンロードできます。(URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/youshiki.html>)

営業所写真		該当事項に○をつける。
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">営業所一覧表(別紙二(1)、(2))の営業所の名称、所在地と統一し、営業所ごとに作成する。</div>		(自己所有 ・ 賃貸借等) ※該当するものに○
営業所名称	本社	
住所	〇〇市〇〇町1-1-2〇〇ビル201	撮影日を記入。(概ね3か月以内に撮影したもの)
① 商号が読み取れる建物の外観	撮影年月日 令和〇年〇月〇日	
	【写真の撮影要領】 ・賃貸ビル等に入居している場合は、1階から屋上までが収まる建物外観写真に加え、外に看板や表札がない場合は、玄関のテナント表示や集合ポストの表札、廊下にある部屋のドアの表札等外部から商号が確認できる写真も撮影してください。	
② 事務室内(事務什器、接客スペース等)	撮影年月日 令和〇年〇月〇日	
	【写真の撮影要領】 ・ブラインド、カーテンは開け、事務執行状況が分かるように、次のものを入れて、室内を撮影してください。 a. 事務什器(机、電話、ファックス、コピー機、パソコン等) b. 接客スペース(椅子、テーブル等)	
③ 建設業許可標識	撮影年月日 令和〇年〇月〇日	
	【写真の撮影要領】 ・内容が明確に読み取れる大きさと撮影してください。 ・標識のみをアップで撮影するのではなく、掲示場所が判別できるように撮影してください。	

(注1) 神奈川県内の主たる営業所、その他の営業所のそれぞれについて貼付してください。

(注2) A4サイズで作成し、必要に応じて頁を増やしてください。